

令和3年度 高齢者権利擁護等推進員養成研修会開催要領

1 目的

介護施設等において指導的な立場にある職員を対象に、以下の研修目標による実践的研修を実施することにより、介護現場で高齢者権利擁護のための取り組みを指導する高齢者権利擁護等推進員を養成し、各施設における高齢者権利擁護に関する取り組みを支援する。

<研修目標>

- 1) 高齢者権利擁護の視点で、施設における高齢者ケアについて討議する
- 2) 自施設研修で、現行のケアを振り返る
- 3) 自施設研修で、施設理念をふまえたケアへの取り組みを検討する
- 4) 高齢者の思いに寄り添うケアについて討議する

2 受講対象者

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等で権利擁護を推進できる施設長または副施設長クラスの方、もしくは介護保険施設等において虐待を防止するための担当で 全日程受講可能な者。

3 日程・内容

○1日目 【講義・演習】

日 時 令和3年9月17日(金) 9:20~16:30 (受付 9:00~)

○【自施設内研修】 ケアの振り返り、理念をふまえたケアへの取り組み

期 間 令和3年10月~12月の90日間

○2日目 【講義・演習】

日 時 令和4年1月26日(水) 9:30~16:00 (受付 9:00~)

4 会場 桃源文化会館1階 桃花の間 桃源の間

(住所:南アルプス市飯野2971 TEL:055-284-3411)

5 定員 40名

6 研修内容

- (1) カリキュラムは別添のとおり(今年度の講義及び演習は2日間です)
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、演習時間を短縮して実施します。
演習用の事例(事前課題)を受講決定通知と併せて送付しますので、事前に個人で課題に取り組んでください。
- (3) 昨年度と同様に、今年度も、他施設実習は行いません。1日目に、権利擁護に関する事例報告と意見交換を行う予定です。

7 申し込み

令和3年8月27日（金）までに、（別紙1）受講申込書に必要事項を記入し、山梨県介護福祉士会あて、FAXにてお申し込みください。

8 受講の可否

受講決定の可否につきましては、令和3年9月3日（金）までに施設・事業所宛に通知します。

9 修了証の交付

全カリキュラムを受講された方に対し、修了証を交付します。

10 感染症予防対策について

- (1) 研修当日朝に検温をしていただき、37.5度以上の発熱や軽度であっても風邪症状（咳や喉の痛みなど）がある場合、参加をお控えください。
- (2) 会場入り口にアルコール消毒を準備しますので、手指消毒にご協力をお願いします。
- (3) 研修中はマスクの着用をお願いします。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会場内での食事はできません。

11 研修会の延期・中止

- (1) 悪天候、災害等によりやむを得ず本研修を延期または中止する場合は、山梨県介護福祉士会のホームページにてお知らせいたします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、カリキュラムを一部変更し実施する場合があります。

12 その他

- (1) 昼食については、各自で用意してください。
- (2) 研修会場は、受講者の体調に合わせた室内の温度調節が出来ませんので、温度調節可能な服装でお越しください。

13 申し込み・問い合わせ先

一般社団法人 山梨県介護福祉士会（担当：久保寺）

〒400-0306 南アルプス市小笠原 1368-10 2階

Tel : 055-282-7433 Fax : 055-267-6955